

佐世保市総合医療センター第3期中期計画(案)の構成(中期目標との対比)

第3期中期目標 (法第25条)	
前文	
第1 中期目標の期間 (法第25条2項1号)	
第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (法第25条2項2号)	
1	地域完結型医療の推進
2	提供する医療サービスの充実
3	医療人育成体制の充実
4	医学研究の推進
5	医療の質の向上
6	情報提供の充実
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項(法第25条2項3号)	
1	法人管理運営体制の確立
2	経営管理人材の育成
第4 財務内容の改善に関する事項(法第25条2項4号)	
1	経営基盤の確立
2	適正な収益と費用
第5 その他業務運営に関する重要事項(法第25条2項5号)	
1	地域医療構想の実現に向けた取組み
2	働き方改革の推進
3	新興・再興感染症への対策と対応(変更)

第3期中期計画(案) (法第26条・第83条)	
前文	
第1 中期計画の期間	
第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 (法第26条2項1号)	
1	地域完結型医療の推進
2	提供する医療サービスの充実
3	医療人育成体制の充実
4	医学研究の推進
5	医療の質の向上
6	情報提供の充実
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置(法第26条2項2号)	
1	法人管理運営体制の確立
2	経営管理人材の育成
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	
1	経営基盤の確立
2	適正な収益と費用
第5 その他業務運営に関する重要事項	
1	地域医療構想の実現に向けた取組み
2	働き方改革の推進
3	新興・再興感染症への対策と対応(変更)
第6 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画(法第26条2項3号)	
1	予算
2	収支計画
3	資金計画
第7 短期借入金の限度額(法第26条2項4号)	
第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 (法第26条2項4の2号)	
第9 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画(法第26条2項5号)	
第10 剰余金の使途(法第26条2項6号)	
第11 料金に関する事項 (法第83条)	
1	料金
2	料金の減免又は徴収の猶予
第12 その他佐世保市地方独立行政法人法の施行に関する規則で定める業務運営に関する事項(法第26条2項7号)	
1	人事に関する計画
2	施設及び設備に関する計画
3	法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画